

議 事 録

会議の名称	令和7年第10回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年10月27日（月） 午後1時55分から 午後2時50分まで
開催場所	本庄ガスECOはにぼんプラザ 活動室D・E
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第45号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (2) 第46号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (3) 第47号議案 本庄農業振興地域整備計画書（案）について (4) 第48号議案 地域計画策定に係る意見聴取について (5) 報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について (6) 報告第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (7) 報告第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (8) 報告第47号 買受適格証明願について (9) 報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第10回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第10回本庄市農業委員会総会議案 3 （別冊）本庄農業振興地域整備計画の変更について 4 （別冊）本庄農業振興地域整備計画書（案） 5 （別冊）本庄市地域計画の変更（案）について 6 事務局連絡事項
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第10回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第10回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に、議席7番茂木委員、議席8番塩原委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案4件及び報告5件です。</p> <p>はじめに、第45号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第45号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第45号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページ及び3ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転8件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席</p>

10番鈴木委員でございます。

当該申請地につきましては、8月の第8回総会において許可相当と議決をいただいたものでございますが、土地利用計画に変更があったため、総会后申請を取り下げ、再度許可申請となったものでございます。

申請地位置図は、4ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅予定地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。

次に、整理番号2でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、共同住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。

申請地位置図は、5ページをお願いいたします。5-2については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。

申請地位置図は、6ページをお願いいたします。5-3については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号4でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、7ページをお願いいたします。5-4について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号5でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。

申請地位置図は、8ページをお願いいたします。5-5について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められます。なお、送配電事業者と発電事業者間の手続きにおいて、一点未確認の事項がございますが、他の添付書類及び代理人への聴き取りにより事業の実現性が確実であること、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も、申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号6でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。

申請地位置図は、9ページをお願いいたします。5-6について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められます。なお、整

	<p>理番号5と同様、送配電事業者と発電事業者間の手続きにおいて、一点未確認の事項がございますが、他の添付書類及び代理人への聴き取りにより事業の実現性が確実であること、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も、申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号7でございます。2ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田2筆及び畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、10ページをお願いいたします。5-7について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号4と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号8でございます。3ページをお願いいたします。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席18番坂爪委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、11ページをお願いいたします。5-8について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号4と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号8までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席10番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木誠次委員	<p>5-1について、10番鈴木より報告させていただきます。10月24日午前9時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書4ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は今井金鑽神社から西に約200メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。事務局</p>

	<p>から説明があったとおり、この案件は8月総会で審議していただき許可相当と議決を得た案件となりますが、土地利用計画に変更があり、総会后申請を取下げ、土地利用計画を見直し、申請地を一筆追加した形で再度申請に至ったとのことです。</p> <p>転用目的に変更はなく、転用面積も適正のため、転用目的及び必要性は妥当であると思われます</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2及び整理番号3について、議席11番宮部委員の報告を求めます。</p>
宮部委員	<p>はじめに、整理番号2について、11番、宮部よりご報告させていただきます。10月26日午後0時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書5ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、見馴川橋交差点から北東へ約120メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は共同住宅用地としての所有権移転です。受人は、運送業の他に不動産の賃貸業などを営んでいる法人です。申請地は、閑静な住宅地で幹線道路に近く、スーパーなどもあり、生活環境が良いため賃貸住宅として需要があるとのことです。現在経営している賃貸住宅が隣地にあるため管理がしやすく、事業の拡大が見込まれることから、今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。用途地域は準工業地域で住宅地が建ち並び、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>引き続き、整理番号3について、報告させていただきます。10月26日午後0時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書6ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、第一金屋交差点から南東へ約170メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転です。受人は現在、妻と申請地近くの借家にて生活しています。将来のことを考え自己用住宅の建設を決意し、建設地の選定にあたっては、生活環境を変えずに徒歩圏内で妻の職場に通勤が可能な場所を探していたところ、条件に合う土地が見つかり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。用途地域は第一種低層住居専用地域で住宅地に囲まれ、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、</p>

	ご報告します。
議長	整理番号4について、議席10番鈴木委員の報告を求めます。
鈴木誠次 委員	<p>5-4について、10番鈴木より報告させていただきます。10月24日午前9時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書7ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は東今井自治会館から東に約320メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は申請地付近の借家に家族で生活しています。家族が増え、現在の住まいでは手狭になってきたことや、今後の家賃の負担等も考え自己用住宅の建築を計画していたところ、希望する条件の申請地が見つかり、申請に至りました。</p> <p>申請地は閑静な住宅地で小中学校も近く、また通勤にも便利なため選定したとのことです。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われれます。</p> <p>申請地周辺は宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われれます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号5及び整理番号6について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。
倉林推進 委員	<p>はじめに、整理番号5について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。10月23日午後4時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書8ページ5-5の地図をご覧ください。5-5の申請地につきましては、千本桜橋から北東に150メートルの所に位置しています。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受人は太陽光発電事業と売電事業を営んでおり、日当たりや工事及び管理用の道路を確保出来ることなどを考慮した結果、申請地が適地と判断したため、この土地を取得し太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>以上のことから、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われれます。</p> <p>引き続き、整理番号6について、報告させていただきます。同じく10月23日午後4時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については、議案書9ページ5-6の地図をご覧ください。5-6の申請地につきましては、千本桜橋から北東に350メートルの所に位置しています。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受人は整理番号5-5と同じ事業</p>

	<p>者です。5-5の申請理由と同様、日当たりや工事及び管理用の道路を確保出来ることなどを考慮した結果、申請地が適地と判断したため、この土地を取得し太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>周辺は、宅地や道路、太陽光発電施設に囲まれ、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号7について、議席9番反町委員の報告を求めます。
反町委員	<p>9番反町より報告させていただきます。10月21日午後1時30分頃、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書10ページ、5-7の地図をご覧ください。申請地は、栗崎自治会館から北へ約280メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転でございます。申請人は、家族で市外の借家で生活しています。来年に出産を控えています。共働きで二人とも帰宅が遅く、夫婦だけでの子育てが難しいため、実家付近で探していたところ、祖父から土地の提供について提案がありました。</p> <p>申請地は実家に近く、子育ての協力が得られやすいことや、将来の親の介護のことなどを考慮し、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>申請地は県道沿いで、周辺に宅地が建ち並んでいることから、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号8について、議席18番坂爪委員の報告を求めます。
坂爪委員	<p>18番坂爪より報告させていただきます。10月22日午後1時頃、新井幸男推進委員と現地確認及び受人からの聴き取りを行いました。申請地の概要については、議案書11ページ5-8の地図をご覧ください。申請地は、県道児玉新町線上真下交差点より北東に約500メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、駐車場としての敷地拡張です。受人は申請地東側で運送業と自動車修理業を営んでいます。営業規模の拡大により、現在の敷地だけでは、受人が保有している車両置場が不足し、車両の転回スペースもないことから、申請地を譲り受け、車両置場と転回場として整備したいとのことでした。以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>

議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第46号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第46号議案をご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。</p> <p>第46号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、本議案は、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申出内容については、別冊の1ページをお願いいたします。農用地区域からの除外1件となっております。</p> <p>農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従い、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっております。除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。</p> <p>変更内容でございますが、農用地区域からの除外については、事案番号1の分家住宅の申出で、除外が可能なものでございます。</p> <p>それでは、事案番号1をご説明いたします。4ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、四方田地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の新築です。5ページ及び6ページの「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「児玉土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。7ページが「位置図」、8ページが「付近案内図」、9ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。</p>

	<p>10ページが「公図の写し」、11ページが「事業計画図」となります。</p> <p>農用地区域からの除外に係る事案番号1の申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第47号議案「本庄農業振興地域整備計画書(案)について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第47号議案をご説明いたしますので、議案書13ページをお願いいたします。</p> <p>第47号議案、本庄農業振興地域整備計画書(案)について、本議案は、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画書(案)」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、農業の健全な発展を図るため、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のために必要な条件を備えた農業地域を保全・形成し、当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として策定するものであります。</p> <p>この農業振興地域整備計画は、本庄市総合振興計画その他各種計画等との整合を図り、農業を取り巻く社会情勢と今後のまちづくりの目標を重ね合わせ、概ね10年後を目標とした新たな農業・農村振興を図るため策定するものでございます。</p> <p>これまでの策定・見直しの経緯といたしまして、昭和46年児玉町、昭和47年本庄市が埼玉県から地域指定を受け、整備計画を策定し、定期的な見直しを行ってまいりました。また平成18年に旧本庄市と旧児玉町の合併に伴い、それぞれの農業振興地域整備計画の統合を行い、平成25年から現行の「本庄農業振興地域整備計画」となっております。</p> <p>この度の全体見直しでは、今後の土地利用状況を把握しながら、「法制度の改正」と「県の基本方針」の変更に準拠し、農業・農村の総合的、計画的な整備を図るため、農業振興地域整備計画を見直すことにより農業経営の規模拡</p>

	<p>大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進、農業を担うべき者の育成・確保、安定的な就業機会の確保・拡大、生活環境の整備、地域資源の利用及び管理保全等の農業振興地域の総合的な振興及び整備を積極的に推進するものであります。</p> <p>この農業振興地域整備計画書内の農用地利用計画策定の基本的考え方といたしまして、農用地区域は、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地につき設定するものとしまして、この設定に当たりましては、その土地の位置、地形、その他の自然条件、土地利用の動向、地域の人口、産業の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を参考にし、将来あるべき土地利用の方向を見定めつつ優良な農用地の確保に努めるものとしたします。</p> <p>この度の全体見直しにおける農用地区域の変更内容でございますが、農用地編入は、集団性のある2筆、計1,393㎡でございます。農用地除外は、集落に介在する小規模な農用地、及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の6に規定する道路等公益性が特に高いと認められる事業に該当する土地である354筆、計125,196㎡でございます。</p> <p>本計画は、農業生産の基盤となる優良農地の確保・保全を基本としながら、地域の持つ様々な課題を受けとめ、農業の体質強化に努め、豊かで活力ある農村地域社会の形成を図るための総合的、包括的な計画として、全体見直しを実施するものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第48号議案「地域計画策定に係る意見聴取」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第48号議案をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>第48号議案、地域計画の変更に係る意見聴取について、本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画に関して、本庄市長が、同条第6項の規定により、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

地域計画は、新たな担い手の位置付けや、耕作者の変更等に係る定期的な更新が推奨されているほか、農業外の利用に係る農地の転用に際しては事前に変更することが必要とされています。

地域計画の内容でございますが、別冊「本庄市地域計画の変更（案）について」をお願いいたします。本議案のご説明につきましては、計画書全ての説明は長時間を要することから、総会及び議案審議の円滑な進行を踏まえ、策定済のものから変更がある箇所のみご説明させていただきます。

それでは、別冊の構成をご説明させていただきます。地区ごとにページ数が異なる場合がございますが、表紙をおめくりいただきまして、2枚目及び3枚目に「地域計画（案）」と表題に書かれた計画書本体、続いて「4. 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」として名簿、最後にA3版の「目標地図」を添付させていただいております。

続きまして、変更内容についてご説明させていただきます。表紙をおめくりいただき、2枚目「地域計画」をお願いいたします。一番上から、「策定年月日」、「更新年月日」、「目標年度」、「市町村名」及び「地域名」の記載があった後、「1. 地域における農業の将来の在り方」といたしまして、「(1) 地域計画の区域の状況」に各地区の農用地等の面積が記載されております。この面積について、それぞれ令和7年9月1日時点の情報に変更いたしました。

以後、「(2) 地域農業の現状及び課題」から、ページをおめくりいただき、「3. 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」まで変更はございません。

続いて「4. 地域内の農業を担う者一覧」につきましては、さらにページをおめくりいただきまして、名簿を添付してございますが、この名簿につきましても、令和7年9月1日時点の情報に更新しております。

本庄市においては、「地域内の農業を担う者」を、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」、「人・農地プランにおける中心経営体」及び「利用権設定又は農地中間管理事業等により農地を借り受けている方」と位置づけまして、表の左側から、「属性」、「氏名」に続き「現状」及び「10年後」の「経営作目等」、「経営面積」、「作業受託面積」を記載しております。また、「10年後」の欄には「目標地図上の表示」という項目がございますが、こちらに記載した番号が、別冊の最後に添付するA3版の「目標地図」の各筆の付番と対照するものでございます。

「目標地図」には、現況の耕作者を基に、一筆ずつ、別紙に記載の「地域内の農業を担う者」の番号を付番しており、本庄市農政課が令和6年8月に実施した意向調査において、地域計画への氏名及び農地の掲載に同意をいただ

	<p>いた耕作地が色付けられております。着色されていない青地農地については、「今後担い手を検討するもの」として位置付けるものでございます。</p> <p>なお、本日は、農地一筆ごとにより細かくご確認いただけるよう「目標地図」の縮尺を大きくしたものを、各地区に1部ずつご用意させていただき、地区代表の委員の机にお配りしております。この後、5分ほどお時間を取らせていただきますので、地区ごとに皆さまでご確認をいただいた後、ご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>変更内容についてのご説明は以上でございます。最後に、この度の地域計画の変更について今後のスケジュールを簡潔にご説明させていただきます。本庄市農政課では、本議案と同様に、関係機関といたしまして、埼玉ひびきの農業協同組合及び埼玉県農林公社よりの意見聴取を実施しております。本議案の議決及び関係機関からの同意を得た後、11月に地域計画（案）の縦覧を行い、12月を目途に地域計画の公告を予定しております。</p> <p>今回の変更を行った後の、令和7年度内の予定につきましては、今回同様の農地転用や耕作者の変更等に伴う変更をあと1回、年度明けの4月付けの告示で行う予定でございます。</p> <p>議案の説明は以上でございます。この後、5分ほどお時間を取らせていただき、本日ご用意させていただきました「目標地図」を委員の皆さまご確認のうえ、ご審議を賜りたいと存じます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、各委員に、地区代表委員の席において、担当地区の「目標地図」の確認を求めます。確認時間は5分とします。</p> <p>（5分経過後）</p> <p>時間となりましたので、各委員に復席を求めます。</p> <p>（各委員 復席）</p> <p>それでは、本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手総員）</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>はじめに、報告第44号をご説明いたしますので、議案書15ページをお願いいたします。</p>

報告第44号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、16ページ及び17ページをお願いいたします。専決処分件数は、8件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第45号をご説明いたしますので、議案書18ページをお願いいたします。

報告第45号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、19ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第46号をご説明いたしますので、議案書20ページをお願いいたします。

報告第46号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、21ページをお願いいたします。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第47号をご説明いたしますので、議案書22ページをお願いいたします。

報告第47号、買受適格証明願について、専決したのでご報告いたします。

証明願の内容については、23ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。裁判所又は国税局等が行う農地の競売や公売については、農業委員会が発行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外のものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適格者の証明でございます。

続きまして、報告第48号をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。

報告第48号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解通知書を受理しましたのでご報告いたします。

通知内容については、25ページをお願いいたします。受理件数は、4件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項た

	<p>だし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和7年第10回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>